

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

集落営農の活動や意向等の詳細な状況を把握し、集落営農組織の育成・確保等に係る施策の企画・立案等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

2 調査の根拠

集落営農実態調査は、統計法(平成19年法律第53号)第19条第1項に基づく一般統計調査として実施した。

3 調査機構

調査は農林水産省大臣官房統計部及び地方組織(地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、地方農政局の地域センター、北海道農政事務所の地域センター及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センターをいう。)を通じて実施した。

4 調査の対象

「集落営農実態調査」(平成26年2月1日現在)により把握した集落営農のうち、「農産物の生産・販売を行っている」10,780集落営農から任意に抽出された3,474集落営農の代表者を調査対象とし、2,944集落営農の代表者から回答があった(回収率84.7%)。

5 調査期日

平成26年3月1日現在

6 調査事項

- (1) 集落営農の概況について
- (2) 集落営農の農業生産について
- (3) 集落営農の収支・資産の状況について
- (4) 集落営農の各種取組について

7 調査の方法

調査は、地方組織から調査対象に対して、調査票を郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。

8 推計方法

集計対象項目(X)の全国農業地域別の推定値は、次に示す推定式により算出した。
また、全国の推定値は全国農業地域別推定値を合計することにより算出した。

〔推定式〕

$$X = \frac{N}{n} \sum_{i=1}^n x_i$$

X：全国農業地域別のxの合計の推定値

N：全国農業地域別の母集団の大きさ

n：全国農業地域別の集計標本数

x_i：i番目の集計標本のxの調査値

9 実績精度

後継者(労働力)が確保されている集落営農数割合(全国値)の標準誤差率は0.9%である。

10 統計の表章

統計の編成及び地域区分

(1) 統計表の編成

組織形態別・全国農業地域別及び農業生産以外の事業への取組有無別生産農産物部門数別の編成とした。

(2) 地域区分

全国農業地域とその範囲

全 国 農 業 地 域	所 属 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

注： ただし、東京、山梨、大阪、和歌山、沖縄については調査対象が存在しない、又は調査対象が少ないことから調査を実施していないため、表章範囲には含んでいない。

11 用語の解説

集落営農

「集落」を単位として^{注1)} 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意^{注2)} の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

注1) 「「集落」を単位として」

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画な

	どに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。 3 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。 6 作付け地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。 ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農には含まないこととする。 1 農業用機械の所有のみを共同で行う取組 農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。 2 栽培協定及び用排水の管理の合意のみの取組 集落内の品種の統一等の栽培協定及び集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。
オペレーター	集落営農の構成員のうち、機械のオペレーターとして従事している者をいう。単に免許を持っていて機械操縦ができる者であっても実際のオペレーションを行っていない者は含まない。
主たる従事者	集落営農の構成員のうち、その集落営農が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、集落営農から得る所得が市町村の定める基本構想の農業所得水準に達している者又は目指している者をいう。
経営を引き継ぐ予定者	将来、組織経営の責任を引き継ぐ者をいう。
後継者（労働力）	今後（おおむね5年先を見据え）、集落営農活動を存続させ、及び維持していくためのオペレーター等の労働力をいう。
ホールクロップサイレージ用稲	稲発酵粗飼料（稲の米粒が完熟する前に、稲と茎葉を同時に刈り込み、嫌気的条件下で発酵させた飼料）用の稲をいう。
農作業の体制について	集落営農として、生産・販売している農産物について、その作業体制をみたものである。 なお、農産物の販売権を含めて農作業を受託した場合は、受託側の集落営農で生産・販売している農産物としている。
組織内のオペレーター中心	集落営農として、生産・販売している農産物について、生産に係る作業の大半を集落営農の一部の者（オペレーター等）が中心に行っている場合をいう。

構成農家による 共同作業	集落営農として、生産・販売している農産物について、生産に係る作業の大半をおおむね構成員全員参加の出役を中心に行っている場合をいう。
組織外委託	集落営農として、生産・販売している農産物について、生産に係る作業の大半を組織外の農家や組織に委託している場合をいう。
農業用機械について	過去1年間に集落営農で使用した農業用機械について、所有形態別の状況をみたものである。 「組織で所有している」と「構成員が所有している」の分類は、その機械の名義によることとするが、構成員名義で所有していても、組織で使用し、機械にかかる費用を組織として経理している場合は「組織で所有している」として いる。 なお、構成員名義で所有する機械を組織が借り上げ、構成員に機械の賃借料を支払っている場合は「リースで借入れ」としている。
動力田植機	乗用及び歩行用の動力田植機をいう。 なお、動力耕うん機・農用トラクターの後部に取り付けて作業を行うアタッチメントを含む。
トラクター	乗用型トラクターであり、スピードスプレイヤー（SS）をけん引しているトラクターや動力噴霧器、動力散粉機をけん引及び搭載しているトラクターを含む。 また、動力カルチベータをはじめ、ブルドーザも農用であれば含む。
コンバイン	自脱型コンバインのほか、普通型（汎用型）コンバインを含む。
農業用施設について	組織として所有する農業用施設についてみたものである。 なお、個人名義で所有している施設でも、施設にかかる費用を組織として経理している場合は、これを含む。
育苗施設	水稻、野菜等の育苗を行う施設（ハウス及びガラス室を含む。）をいう。
堆肥製造施設	家畜糞尿等処理し、堆肥の製造を行う施設をいう。
乾燥調製施設	収穫した米麦、大豆等の乾燥、もみすり、色彩選別、ふるい目による調製及び袋詰め等を行う施設をいう。
集出荷施設	収穫した野菜、果実等の予冷、選果選別及び貯蔵を行う施設をいう。
農産物加工施設	加工食品（カット野菜、発酵食品、畜肉加工品等）の製造を行う施設をいう。
農産物販売施設	農産物等を消費者等へ販売する施設（無人販売所を除く。）をいう。
資金の調達方法について	集落営農が過去1年間に使用した農業用機械及び所有している農業用施設を導入した際の資金（農業用機械については、リースにかかる賃借料を含む。）の調達方法についてみたものである。

行政からの補助金	国・地方公共団体の補助事業により受領した各種補助金、交付金等をいう。
制度資金	農業近代化資金、農業経営基盤強化資金、農業改良資金等の制度金融（国・地方公共団体が農業政策の遂行のため、長期低利で融資したり、民間資金の貸し出しについて利子補給を行うもの）による資金をいう。
農協からの融資 （制度資金を除く。）	制度資金以外で農協から借り入れた資金をいう。
その他の融資	制度資金及び農協からの融資（制度資金を除く。）以外で金融機関等から借り入れた資金をいう。
構成員の拠出金 又は内部留保	構成員から徴収した資金、又は、集落営農の利益から分配金、税金等を支出し残った剰余金で、組織に留保されている資金をいう。 なお、構成員が所有している機械の導入資金は、これに該当する。
財務諸表の整備状況について	貸借対照表(B/S)、損益計算書(P/L)、収支計算書（キャッシュ・フロー計算書(C/F)）、株主資本等変動計算書(S/S)、附属明細表など、企業が利害関係者に対して一定期間の経営成績や財政状態等を明らかにするために複式簿記に基づき作成される書類の整備状況をみたものである。
貸借対照表	経営の財政状態を明らかにするために、一定時点における経営体の資産及び負債・資本の内容と現在高を一定の形式で表したものである。
損益計算書	貸借対照表が財産の状態を示しているのに対し、損益計算書は一定期間の経営成績を一定の形式で示したものであり、収益と費用の内訳及び純利益（収益－費用）の関係を表したものである。
キャッシュ・フロー計算書	一定期間における資金（現金及び現金同等物）の増減を活動区分別（営業活動、投資活動及び財務活動）に表したもので、貸借対照表、損益計算書に次ぐ第三の財務諸表と呼ばれる。
総収入	集落営農の全ての事業収入（農産物販売収入、農作業受託料金収入及びその他の事業収入）に、各種交付金、補助金等の受取額を加えた集落営農の総収入をいう。
農産物販売収入	集落営農に参加している個々の農家の農産物販売収入ではなく、集落営農として生産・販売した農産物の販売収入をいう。 なお、農産物の販売権を含め農作業を受託した場合は、受託側の農産物販売収入としている。
農作業受託料金収入	集落営農が農作業受託により得た収入をいう。

農業生産に関連する事業収入	集落営農が農産物の加工、農家レストラン、観光農園、農家民宿及び海外への輸出によって得た収入をいう。 なお、農産物を直売所やインターネット等で消費者等へ直接販売した収入は農産物販売収入としている。
総収入の変動について	集落営農の設立時と直近の事業年度の総収入の変化の状況についてみたものである。 なお、設立したばかりで比較ができない場合は、「設立間もないため比較できない」としている。
所得の向上に向けた取組状況について	集落営農における、所得向上に向けた活動への取組状況及び今後の予定についてみたものである。
経営規模（農作業受託面積を含む。）の拡大	集落営農の経営規模（経営耕地面積及び農作業受託面積）の拡大をいう。
生産資材の共同（大口）購入	農業生産に必要な肥料、農薬、飼料、種子等を組織で大量に購入することで、生産費用の抑制を行うことをいう。
農地の面的集積	農地を分散させずに、賃借等を通じまとまりのある形で利用集積することをいう。 なお、経営規模の拡大を伴わない場合を含む。
農業用機械の共同利用化・大型化	構成員が個々に所有する農業用機械を組織として共同で利用（共同利用化）又は従前より大型の農業用機械を組織として所有し利用（大型化）することをいう。
農業生産以外の事業への取組状況について	集落営農における、農業生産以外の事業への取組状況及び今後の予定についてみたものである。
農業生産関連事業	消費者等への直接販売、農産物の加工、農家レストラン、都市住民との交流、その他（前述以外の農業生産関連事業をいう）の合計である。
消費者等への直接販売	集落営農で生産した農産物やその加工品を消費者又は小売店、飲食店等に直接販売している（インターネット販売を含む。）場合や消費者と販売契約して直送していることをいう。 また、沿道等で直接販売した場合（無人販売及び道の駅を含む。）も含む。
農産物の加工	販売を目的として、集落営農で生産した農産物を、その使用割合の多少に関わらず用いて加工することをいう。
農家レストラン	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に、使用割合の多少に関わらず集落営農で生産した農産物を用いた料理を提供し、代金を得ることをいう。

都市住民との交流	農産物のオーナー制度や農業体験等を通じ、都市住民と交流を行う（観光農園や農家民宿を含む。）ことをいう。
その他	「農産物の加工」、「消費者等への直接販売」、「農家レストラン」及び「都市住民との交流」以外の農業生産関連事業をいう。
農業生産関連事業以外の事業	建設業や運送業など、農業生産と関連の無い事業を行うことをいう。
法人化に向けた取組状況について	法人化を予定している任意組織における、法人化に向けた活動の取組状況及び今後の予定についてみたものである。

12 利用上の注意

- (1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (2) 表中に用いた符号は次のとおりである。
「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04%→0.0%）
「－」：事実のないもの
- (3) 表中の割合は本調査により標本抽出し、回収した標本結果から推計した全体の集落営農数、人数または台数を100とした構成割合である。

13 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課センサス統計室 農林漁業担い手統計班
 代 表：03－3502－8111（内3666）
 直 通：03－6744－2247
 F A X：03－5511－7282